

大分市自治基本条例検討委員会
第4回市民参加・まちづくり部会

平成22年1月13日(水)9時30分から
大分市役所 議会棟3階 第3委員会室

次 第

1.開 会

2.議 事

(1)項目(協働の推進、都市内分権等)について 他

(2)その他(次回開催日程等)

他自治体自治基本条例における「協働」規定状況について

1. 規定状況について

ホームページにて検索（調査）した自治体数 内訳：都道府県・政令指定都市5、中核市2、市・区71、町・村35	113	(100.00%)
「協働」を項目として規定（条文化）	63	(55.75%)
「協働」を定義等のみで規定（条文化） 前文、目的、基本理念、基本原則のみでの規定含む	32	(28.31%)
「協働」とは違う表現で項目等規定（条文化）	7	(6.19%)
「協働」の規定無し 不明分含む	11	(9.73%)

2. 「協働」に関する他自治体の考え方について

海老名市自治基本条例解説より抜粋

「協働」とは造語であり、協力・共同・労働・活動といった言葉が重なり合って、概念的に使われるようになったものであるため、自治体においても使い方や定義の仕方は様々であります。

宮古市自治基本条例逐条解説より抜粋

「協働」のまちづくりを行うために、「市民参画」と「情報共有」の2点が必要と考えます。本条は、行政に「参加」という段階からさらに一歩進め、主体的な意味を持つ「参画と協働」を基本原則に掲げます。

上越市自治基本条例逐条解説書より抜粋

近年「協働」という言葉は頻繁に使われているが、行政と地域や団体等との委託やいわゆる下請のような関係がイメージされるなど、誤った認識を持たれている言葉でもあることから、この言葉に本来的に求められている意味を改めて定義することにより、協働の在り方を明確にし、誤った認識を払拭することをめざしたものである。

多治見市自治基本条例解説より抜粋

当初「協働」の字句を用いていましたが、「協働」は、目的と行動を共にするニュアンスがあり、「連携協力」は、連携と協調を意味し、行動を共にしつつも目的を共にするとは限らないニュアンスがあります。今後、行政と市民との関わり方が変化していく可能性がある中で、多様な主体による自由な活動を大切にしてまちづくりをすすめていく視点から、あえて「協働」とせず「連携協力」としました。

参考：大分市市民協働基本指針より抜粋

市民協働の定義：市民協働とは、「より良いまちづくりを望む人たちが、ともに信頼し合うパートナーとして、お互いの特性や社会的役割を尊重し、対等かつ自由な立場で、共に考え、共に行動すること」を言います。